

第7次改正医療法の一部施行始まる

改正医療法が順次施行へ

第7次改正医療法は昨年(平成27年)9月に成立・公布されました。今回の改正は「医療法人制度の見直し」と「地域医療連携推進法人制度の創設」が2つの柱です。今年(平成28年)9月1日から施行されたのが、「医療法人制度の見直し」のうち、医療法人のガバナンスの強化をはじめとする部分です。その他の事項は来年(平成29年)4月2日施行となっています。

(1) 医療法人制度見直し

平成28年9月1日施行分:

- ① すべての医療法人を対象とするガバナンスの強化
 - ・ 理事報酬の決定手続
 - ・ 監事選任時の監事の同意及び監事報酬の決議
 - ・ 理事長の業務状況報告
 - ・ 医療法人に対する理事の忠実義務、任務懈怠時の損害賠償責任等

等が規定されました。

② 医療法人の分割の規定の整備

- ・ 医療法人(社会医療法人、特定医療法人、持分あり医療法人等を除く)が、都道府県知事の認可を受けて実施する分割に関する規定を整備

③ 社会医療法人の認定に関する事項

- ・ 二以上の都道府県において医療機関を開設している場合の認定
- ・ 社会医療法人の認定取消しに係る一括課税の見直し

改正法の施行に伴い、平成28年9月1日以後に設立認可の申請をする医療法人は、改正後の定款例及び寄附行為例によることとしています。また、施行日において存在する医療法人は、変更前の定款例及び寄附行為例に倣った規定がある場合は、定款変更事由が生じるまでは新定款例による定款に変更しなくてもよいとされています。

平成29年4月2日施行分:

④ 医療法人の経営の透明性の確保

- ・ 医療法人会計基準の適用と外部監査及び公告の義務付
(負債50億円以上又は収益70億円以上の医療法人・負債20億円以上又は収益10億円以上の社会医療法人対象)
- ・ 役員と特殊関係のある事業者との取引の状況に関する報告書の作成と届出
(すべての医療法人を対象。その事業年度の事業収益又は事業費用が1,000万円以上であり、かつ総事業収益又は総事業費用の10%以上を占める取引である場合等に該当するもの)

(2) 地域医療連携推進法人制度の創設(平成29年4月2日施行)

- ・ 医療機関相互間の機能の分担及び業務の連携を推進するため、地域医療連携推進法人の認定制度を創設
- ・ 地域医療連携推進法人とは一般社団法人で、医療機関等を開設する医療法人等の複数の非営利法人等が社員として参画するもの